

別記様式第10号（第13の2の(1)、第15の2、第17の2、第19の2の事項関係）

北海道公安委員会告示第152号

警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証返納命令の処分に関し、警備業法第50条の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年10月7日

北海道公安委員会委員長 倉 本 博 史

1 聴聞の期日

令和8年10月21日 午前10時00分

2 聴聞の場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階聴聞・意見聴取室

3 事案番号

警備業法第50条に基づく聴聞第警－2号

注 規格は、A列4番縦長とする。